

〈論 文〉

貧困概念と社会的排除についての一考察

田 中 聡 子

要旨：ホームレスや母子世帯，単身高齢者の貧困に加え，近年の雇用形態の変化，ワーキング・プアーの増加などは現代社会の構造的な中からの貧困である。本稿では日本社会の中で起こっている現代的な貧困を考察するために，イギリスの貧困概念の動向を絶対的貧困概念と相対的貧困概念の視点から整理する。また，近年の貧困アプローチの基準は所得だけではないことからより広い概念としての社会的排除概念の整理を行う。現代の深刻な問題は就労しても十分な生活費を得られない働く貧困層や高齢者の年金水準の低さである。こうした現代日本の貧困の再発見について，貧困概念を用いて考察する。

キーワード：絶対的貧困 相対的貧困 潜在能力

1 はじめに

一億総中流時代の終焉によって格差拡大が社会の問題となっている。経済協力開発機構（OECD）は2006年7月20日，日本経済の現状分析と政策提言をまとめた「対日経済審査報告書」を発表した。報告書では，日本の「相対的貧困率」⁽¹⁾は今やOECDの中でも最も高い部類に属する。人口の高齢化が格差拡大の一因ではあるものの，主要な要因は労働市場における二極化の拡大にあるとしている。10年前には全労働者の19%だった非正規雇用が30%以上に増加したこと，パートタイム労働者の時間当たり賃金はフルタイム労働者の40%にすぎないこと，さらには非正規雇用から正規雇用になった者の割合が低く，労働市場の二極化が固定するリスクがあることを指摘している。また，2000年には働いている一人親の半数以上は相対的貧困状態であったが，OECD平均は20%である。日本では無職の一人親より，就労中の一人親の貧困率のほうが高い。さらに2000年の子供の貧困率⁽²⁾はOECDの平均12.1%を上回る14.3%である。貧困が将来世帯へ引き継がれることへの予防策の必要性が示されている。

しかし2006年度年次経済白書ではOECDの貧困基準に批判的である。世帯構造の変化や高齢者

の同居比率の低下，子供世帯の独立，女性の働き方の変化に伴うものであり，「統計上の格差指標の上昇は高齢者世帯の増加という人口動態要因，あるいは世帯人員数の縮小などの家族形態の変化要因などが寄与している部分の大きいことが確認された。消費格差，あるいは資産格差については所得面にみられるほどは，格差拡大は確認されない。」⁽³⁾また，同報告書では一方で，正規・非正規雇用に関する動向に格差という視点から配慮が必要であるとしている。若年層に対する雇用支援，正規・非正規雇用への政策対応のあり方については検討課題としている。格差問題は雇用形態の多様化，雇用環境の変化という立場であり，格差と貧困の広がり相互に関連しているとはしていない。

橋本は一般的に格差を測る指標を所得とし，所得格差は貧富の格差をもたらしとことを指摘する。つまり貧富の格差は豊かな人の所得はさらに豊かになり，貧しい人はさらに貧しくなること，豊かな人と貧しい人が相対的に増加するという二つの側面をあげている⁽⁴⁾。格差が拡大することによって，少数の上層部に富が蓄積し，多数の下層がわずかな収入しか得ることができないことを示してしる。岩田はこうした変化を中間層の膨らんだ「気球型社会」から「砂時計社会」への移行

(岩田 2005)⁽⁵⁾としている。格差の拡大がもたらす社会の二曲化、固定化によって、最下の貧困層の広がり、固定化が現代的な問題として顕在化している。

社会の二極化がもたらす問題は、主に経済が減速したときに深刻化する。経済成長が減速してくると、人々の所属する社会集団によって境遇に格差が生じてくることをアマルティア・センは指摘している。つまり、富裕層にとっては些細な問題でも、ある社会階層にとっては個人の能力＝エンタイルメント（＝食糧、その他の生活必需品の購買力、突然におこる略奪から身を守る個々の具体的な能力）が全面的に破壊されることもあり得る。阪神淡路大震災の仮説住宅に長期に滞在したのは所得の少ない高齢者であった。ハリケーン「カトリーナ」の被害者の多くは黒人の貧困層であった。経済が成長している間は様々な社会集団が同時に利益を得る。しかし、経済危機、災害、事故などが発生したときに受ける影響は大きく異なるのである。貧困層において、その影響は極めて深刻である。そのような状態はもはや相対的な貧困ではなく絶対的貧困状態であると考えられる。本研究は①貧困とは経済的貧困のみならず、社会資源、人間関係の欠乏状態である。産業革命、資本主義社会の成立以降イギリスを中心とした貧困概念の動向を中心に、概念整理を行う。貧困概念の拡大と絶対的貧困との関係整理、さらには豊かな国での貧困に対する貧困概念の適用などについて言及する。②フランスで生まれた、貧困より広い概念の社会的排除に対する整理、③貧困と社会的排除の概念と現代日本の貧困問題を整理する。

2 絶対的貧困概念

格差社会が人々の関心を集めている。格差問題の問題点はごくわずかな高所得層に富が蓄積し、低所得層の所得が上がらず、生活が厳しい状況が生まれることである。格差が広がり、貧困・低所得層が長期、固定化へ向かっている。格差問題は貧困問題シフトしていると考えられる。日本の貧困問題の現状を分析するとき、社会の中でどのような状態に置かれている人を貧困状態であると見るのかを決定しなければならない。「何をもって貧困

とするのか」が問われる。貧困の基準が必要である。これが貧困線と呼ばれ、貧困線以下の人は貧困状態にあるとみなされる。

貧困には伝統的に「絶対的貧困」と「相対的貧困」の二つの概念が存在する。前者は19世紀にイギリスでシーボム・ラウントリーによって展開された。ラウントリーはヨーク市の労働者階級の収入に関連した調査を行い貧困な家庭を「第一次的貧困」(primary poverty)と「第二次的貧困」(secondary poverty)の2種類に分類した。「第一次貧困」とは「その総収入が、単なる肉体的能率を保持するために必要な最小限度にも足らぬ家庭。」⁽⁶⁾とした。単なる肉体上の健康だけを保持するために必要な最小限の支出(minimum necessary expenditure for the maintenance of merely physical health)を推計した。成人男子一人によって消費される一日の食料を基に「普通程度の筋肉労働」に従事するものを標準としてカロリー計算し、食事コストを算出した。これに必要な最低限の家賃と家庭雑貨を集計し、それぞれ異なる規模の家族の必要経費の最低限を算出した。この最低ライン以下を第一次的貧困の生活状態にあるとした。当時、「第一次的貧困」状態にある家庭はヨーク市の15.46%、総人口の9.91%であった。

「第二次的貧困」とは「その総収入が、(もしその一部が他の支出—有用無用を問わず—に振り向けられぬ限り)単なる肉体的能率を保持するに足る家庭」であると定義した。「第二次的貧困」の算定は「この生活標準を直接確かめるためには、あらゆる場合において、飲酒、賭博、その他無用な使途に使われる費用の1週間平均額と妻が家政上の切り盛りに頭の働く人であるかどうかしることが先決である」調査担当者は「個別訪問の際、欠乏とか汚雑だとかの貧困の証拠があるかないかを確認し」「近隣の人々や当該家庭の家族から、ある家庭の父親か母親がひどい酒飲みであるかないかについて直接聞き込みを得る」また、「他の場合にはボロを着た子供の色褪せた顔色を見るだけで、困苦と欠乏の疑わざる証拠である」とし、「一部を外観観察、一部は報告による資料によってヨーク市における貧困な生活をしている人の人数を正確に推定した」⁽⁷⁾この人数から「第一次的

貧困」に属する人を差し引いた残りの人数が「第二次的貧困」に属する人数である。

第一次的貧困の原因を主な賃労働者の死亡、病氣、老齡、失業などの主たる生計者の収入が途絶えることや、不規則労働、大家族、規則的労働に従事しているが低賃金など、家族が肉体的機能維持に必要な所得すら得られない労働に従事していることであるとしている。他方、第二次的貧困の原因は飲酒、賭博、家計上の無知や無計画な支出などとしている。この原因は多くの労働者の生活条件の反動的なものであり、粗末で不潔な住居、無教育、重労働、母親の知的水準の低さなどを挙げている。肉体的能率を保持するに足りない絶対的貧困ラインの上に、第二次的貧困を置き、僅かの支出増加によって貧困線以下に落ちていくことを指摘している。この第一次的貧困は肉体的機能維持のための最低生活費という絶対的貧困概念である。基準の設定の妥当性や客観性についてその後の研究者の批判の対象となり、修正が行われた。しかし、絶対的貧困概念はナショナル・ミニマム政策に影響を与えている。

3 相対的貧困概念

後者の概念は、貧困を肉体の維持機能のための最低限の基準によって見るのではなく、社会の中で、一般的な生活水準と比較して見る相対的な概念である。P. タウンゼントは絶対的貧困概念である肉体の機能維持という最低生存基準は固定的で柔軟性を欠き、生活水準や消費様式の変動に反映しない。したがって貧困定義は固定的なものでなく、社会的であること、性、年齢、地域、職業、時期の別に相違があること、算定地域の human need にある程度絶対的基準があると信じることの危険性や逆に完全に恣意的な基準に陥る一連の霊感的な推計にも危険があることなどを指摘した。個人の慣習、傾向を重んずるのではなく、コミュニティによる社会経済的手段、社会の最下層の一般的慣習に基礎を置きたいと考えた⁽⁸⁾ 1950年代、イギリスにおいてラウントリーは労働者世帯の第三回貧困調査をマーケットバスケット方式による貧困線を用いて行った。調査人口による対人口比率は彼の第2回(1936年)調査が17.7%

に対して1.66%であったとし、貧困は解消したと調査結果において述べている。1948年国民扶助法実施など経済成長と社会政策の効果によって貧困は解消されたという意見が大多数の意見であった。1950年代のイギリスについてR. M ティトマスは以下のような意見が主要であると指摘している。

①富と分配における不平等はかなりの速度で縮小しつつある。②貧困は経済成長、完全雇用、社会サービスの再分配効果など(もっと漠然とした言葉では「福祉国家」の衝撃のもとで、やがて(残余の少数の矯正不可能の者や無能力者は別として)事実上、消滅するだろう。③教育の機会はもちろん、教育的成果(もしくは学業)も、国民のすべての階級およびすべての所得階層のあいだに急速にひろがりつつある。④10年くらいのうちに、住宅問題はほとんど解決し、スラムは撤廃され、「すべての家族は快適な住まいを」という目標は達成されるであろう。⑤これらの変化の結果として、また無料の国民保健サービス(「医療の社会化」)の効果とあいまって、死亡率と罹患率の所得階層や社会階層間の格差は、まもなく解消するであろう⁽⁹⁾。

タウンゼントは1950年代初頭のこれらの説に疑問をいだき、エーベル・スミス(Brian Abel-Smith)と「貧困と極貧者」(The Poor and the Poorest)を発行した。彼は、貧困の測定には公的扶助基準を用いた。1960年におこなった家計調査結果や1953-54年分の家計支出調査結果に適用して貧困の漸増を実証した。1953-54年については消費支出、1960年は所得を国民扶助基準(家賃を含む)の倍率として表し、国民扶助基準の140%以下の所得、消費水準を低所得・低消費世帯とした。結果として1953-54年で国民扶助基準140%以下の低所得・低消費世帯は全世帯の10.1%、全人口の7.8%、1960年は全世帯の17.9%、全人口の14.2%であった。また、国民扶助基準以下の世帯は1953-54年で2.1%、人口で1.2%、1960年では、世帯で4.7%、人口で3.8%であった⁽¹⁰⁾。ベヴァリッジ報告以降のナショナル・ミニマムの構築による福祉国家の成立や、経済成長を経ても貧困は解消されていないことを実証し

た。これはイギリスにおける貧困の再発見であると言われた。貧困の再発見によって貧困とは歴史的、社会的に相対的であるという貧困概念の広がり契機となった。また、従来多子が重要な貧困原因として考えられていた。低消費・低所得世帯に子供が3人以下の世帯が多数いることが発見され、「子持ち世帯の貧困 (Family Poverty) すなわち Working Poor の再発見でもあった⁽¹¹⁾。

ラウントリーの「単なる肉体的能率を保持するために必要な最小限度」の貧困線は国民扶助基準よりもさらに狭い解釈であることを実証した。また、最低生存概念からの流れであるマーケットバスケット方式からの脱却としていくつかの試算を行っている (1954年にエンゲル係数を用いた試算)。絶対的基準方式の否定として相対的基準方式の追求を行った方式=エンゲル係数方式は発表されなかった。結局はマーケットバスケット方式によるナショナル・ミニマムである国民扶助基準を用いる。その根拠として国定の最低基準を用いることによって、当時の貧困解消論に対して、行政の効果を測定するとういことに重点を置いた。また、貧困概念は、時間、空間を越えた主観的、絶対的なものではない。肉体的能率のための需要のほかに家庭環境、保有資産、教育及び職業による資源、資金が関係する。このような観点からは、「今回 (1965年稿) の算定は可能な指標のわずかに一つのものであるにすぎない。その指標は必要に応じて地方、全国、国際的と適用しうるものでなければならず、また単に貨幣単位だけでなく非貨幣単位も含まねばならない。」⁽¹²⁾とした。

1979年「イギリスにおける貧困 (Poverty in the United Kingdom)」において相対的貧困の概念を打ち出した。貧困を広く社会の不平等構造との関連で捉えようとした。貧困に対する不平等の範囲は広く、それは所得や資産のみならず、労働、教育、機会や権力、社会的威信までふくんでいる。貧困を不平等との関連で定義することはブースやラウントリーの最低生存概念と以下2点で異なる。第一に最低生存概念では、貧困を決定するのは、社会の諸成員間の比較でなく、人々の所得や消費水準と貧困基準 (貧困線) の比較であり、富者 (The Rich) の研究は行われない。タウンゼン

トは社会上層から下層に至る比較研究を重視し、所得や資産の社会的分布について富者 (The Rich) について考察している。第二に貧困概念の拡張によって住宅、教育、人生の機会 (Opportunity of life) までは貧困概念の対象範囲に入ったことである⁽¹³⁾。相対的貧困概念として Deprivation を用いた。

Deprivation とは剥奪、損失などと訳される。心理学では剥奪、疎遠、文化的遮断、社会科学では相対的貧困、価値剥奪間、収奪などの訳がある。Deprivation は広い概念であり使う人によって様々な解釈がある。例えば 1972 年のイギリス保守党内閣の社会保障省大臣のジョセフ・キース (Joseph Keith) は Deprivation の概念は、情緒的貧困と物質的貧困の2要因より成り立っているが、Deprivation の世帯的悪循環の基点をいずれに置かにかによって、貧困感が異なるとしている。つまり、両親の社会・経済的特徴によって家庭の物質的環境と子供の貧しいソーシャリゼーションに結果する両親の行動の2つが個別に生じる。子供への貧しい物的影響は2次的役割に押し下げられるとして、貧困の悪循環を両親の行動・教育に対する無関心などの個人的現象に求めた文化的 Deprivation である⁽¹⁴⁾。Deprivation はさらに Relative という文字をつけて Relative Deprivation というようにも用いられる。W. G. Runciman は社会学における Reference group (準拠集団) の理論を用いこの概念を精緻化している。「それは客観的状态であるよりも、ひとつのいわば心理的状态 (社会心理学的なものであろうが) であって、Reference group の選び方によって生じたり生じなかったりするし、まことに相対的である。」⁽¹⁵⁾とされた。Relative Deprivation が意味するものは「他の人に比べて相対的に剥奪されているという感情であって、相対的に剥奪されている状態でない」⁽¹⁶⁾とした。Deprivation の状態を詳細に叙述し、測定することは非常に困難である。精密で忍耐の要するフィールドワークが必要であるとして、科学的な分析の必要を主張した。つまり、主観的要素を取り除き、客観的な貧困基準を求めようとした。

タウンゼントは (i) 客観的 Deprivation (ii)

社会で慣習として認められている Deprivation—すなわち規範的 Deprivation (iii) 主観的 Deprivation の 3 形態があり、この 3 点についての実証が必要であるとした。そして規範的 Deprivation とは社会における支配的な、または大多数の価値評価であり、主観的 Deprivation は種々の性格をもつ少数派グループの価値評価や場合によっては多数の個人的意見の統計的意見であるとした⁽¹⁷⁾。例えば、社会では一般に認められている以上に十分な所得を得ていても、自分自身の慣習から、また、期待している水準からはその所得を不十分に感じることもある。規範的主観的 Deprivation を定義する方法としては歴史的に社会が貧困家族への福祉給付やサービスの支給に関する諸基準があり、これらは社会で慣習として認められている貧困基準である。公的扶助基準がこれに当たる。また同様に過密、あるいは快適さなどにもとづく最低住居基準も貧困基準として使用される。絶対的貧困基準からのナショナル・ミニマムも社会的な慣習によって規範的なものとなり、その意味では相対的であるとした。公的扶助基準は当時マーケットバスケット方式による絶対的な基準ではあるが、社会の中での歴史的に認知され認められている基準であり、相対的な基準であると言える。

「貧困という言葉の定義は Relative Deprivation という概念の視点からのみ、客観的に定義づけられ、かつ一貫して矛盾することなく、使用され得るものである。これが本章のテーマである。ここでは貧困は、主観的なものとしてよりは、むしろ客観的なものとして理解されている。個人、家族、所集団は、その所属する社会で慣習になっている、あるいは少なくとも広く奨励または是正されている集団の食事をとったり、社会的諸活動に参加したり、あるいは生活の必要諸条件や快適さをもったりするために必要な生活資源 (resources) を欠いている時、全人口のうちでは貧困の状態にあるとされるのである。貧困な人々の生活資源は、平常的な個人や家族が自由にできる生活資源に比べて、きわめて劣っているために、通常社会で当然とみなされている生活様式、慣習、社会活動から事実上締め出されているのである」⁽¹⁸⁾ また、社会が個人や家族に利用可能ならし

めている生活資源と、個人や家族が順応することが期待され、順応せざるを得ないと感じている生活様式として規定している。生活様式とは人々が共有し、参加することを当然とされる諸習慣および諸活動の体型である。そして、社会を構成する個人、家族、集団間の生活資源、消費水準あるいは生活様式の相互比較という要因とある時代、ある地域における一般的に普及している慣習的消費水準および生活様式と個人、家族、集団の慣習的消費水準および生活様式を比較するという 2 つの要因より成り立っている。個人や集団が社会で一般的かつ習慣的になっている生活様式を営むための生活資源を欠くときに貧困であるとしている。この生活資源は所得だけでなく広い意味で使用されている。生活資源の諸形態として現金所得や住宅、資産および貯蓄、社会保険や公的社会サービスなども含む⁽¹⁹⁾。根拠として所得以外の例えば公的社会サービスからの援助などによって人々の生活水準は影響をうける。また、生活資源は生活水準を決定する役割を持つと考えれば、生活資源配分制度の基礎になる諸制度の寄与をすることが貧困対策上有効であると考えたからである。これは現代社会において、貧困は単に所得のみならず、社会の様々な制度から Deprivation の状態にあり、また、一般的な生活様式を送るための物的や人的資源を欠く Deprivation 状態であることを説明するに有効な概念と考察する。

タウンゼントは全国から 200 世帯をサンプリングして、相対的貧困概念の操作化を試みた。食事、衣服、燃料光熱、家具調度、住宅状況および快適度、労働条件、健康、教育、環境、レクリエーション、社交などの 60 の指標を設定した。そして 12 の代表的な項目を選択し Deprivation 指標とした。(表 1)

タウンゼントの仮説は「ある個人ないし、家族にとって、その生活資源が減少していく、伝承され文化的に認められた習慣や活動から突然の撤退を開始するようなポイントが存在する。この撤退が生活資源の減少との関係で、急激に不均衡になるポイントが貧困線である」⁽²⁰⁾とした。そして調査によって個別品目の所有や消費が所得の増減と足並みをそろえて増減するのではなく、こうした

表1 Deprivation 指標 (Deprivation index)

食事、衣服、高熱、家庭用品、住宅条件、職場環境、家庭環境、レクリエーション、教育、健康状態と社交などを含む慣習的活動や日常的消費を検討—60の指標を析出—12の品目に代表される指標 Deprivation 指標	
1	過去12ヶ月間に1週間の休暇で旅行をしていない
2	(成人のみ) 過去4週間に親戚か友人を食事か軽食に招いたことがない
3	(成人のみ) 過去4週間に親戚か友人と外食したことがない
4	15歳未満の子供のみ) 過去4週間に友人が遊びかお茶にきたことがない
5	(子供のみ) 昨年バースデイ・パーティがなかった
6	過去2週間、午後または夜、娯楽のための外出がなかった
7	肉のある食事が1週間に4日ない
8	過去2週間に調理された料理以外の日が1日かそれ以上ある
9	1週間のほとんどの日が調理されていない料理の朝食である
10	冷蔵庫がない
11	通常の日曜の骨付き肉の料理がない。(4回に3回ない場合も)
12	4種類の屋内設備(水洗トイレ、流しまたは洗面シンク及び水道、風呂またはシャワー、ガスまたは電気調理器)

出典 Poverty In The United Kingdom Townsend 1979 P 250

物品や施設へのアクセスが所得階梯(スケール)の有る特定のポイントで急激に落ち込むことを発見した。Deprivation 指標の数値が急増する「閾」(threshold)を設定した。当時イギリス全体で全人口の22.9%が貧困であると推計した⁽²¹⁾相対的貧困線の存在を論証したのである。

4 イギリスにおける貧困 (Poverty in the United Kingdom) 以降の動向

タウンゼントの Deprivation 指標に対する批判はその選択が恣意的であるというものであった。ラウントリーの絶対的貧困基準における食料以外の項目に恣意性が排除されていないという批判と同様である。また、所得が低いために所有できなかったのか、個人の選択によって所有できなかったのかという区別がつけられているのかということである。そこで、必需品の選択に対して研究者の恣意性を排除するためにブレドライン・ブリテン調査が行われ「質素であるが、適切な基準(modest but adequate)アプローチ」が導入された。これは、マックとランズレイ(Mack and Lan-

sley)が行った調査で、タウンゼントの Deprivation 指標の中で社会生活において本質的(essential)と考えるものを質問して貧困について「受けいれられて」いたり、「慣習とされている」基準を、規範として明らかにするものであった。サンプルとして選ばれた人に何が必需品かを質問した⁽²²⁾。社会的に認知された必需項目を明確にした。かつて贅沢品も経過とともに必需品となり、Deprivation 指標は時代によって変化することを指摘した。これは主観的アプローチとも呼ばれる。主観的な貧困というというのはそれぞれの人がどの程度の生活費を最低と考える。それを広く調査することによって社会での合意を得るのである。

ジョナサン・ブラッドショウは「質素であるが、適切な基準(modest but adequate)」という貧困線の設定を提唱した。普通に人々と同じ生活様式を保つだけの生活財やサービスを確保できなければならぬ。しかし、それら生活財やサービスを最もローコストで入手することを前提に生活費を算定するものである⁽²³⁾。具体的には国民の半数以上が保有する品目を家計予算に含め、公営住宅

居住の子供二人と夫婦で週あたりの基準生活費と生計費を算定している。公的扶助では前述の世帯で「控え目にして適切な」生活水準の30~40%しかまかなえないことも実証している⁽²⁴⁾。岩田正美はこのアプローチをタウンゼントとラウントリの考えを合体させた、社会的生存費用としている⁽²⁵⁾。また、ブラッドショウは貧困測定には1つの境界ではなく、いくつかの貧困ライン、例えば、質素であるが、適切な基準(modest but adequate)のほかに主観的貧困アプローチでの合意基準やOECDの相対的貧困基準などを活用することを提唱している。使用する貧困基準によって含まれる貧困者の種類は幾分異なるがコアな部分の貧困者を見出すことができる⁽²⁶⁾。

貧困概念において、相対的貧困概念を活用しつつも、普遍的な最低基準を用いて、社会的なニーズの探求が課題となっている。「基本的ニーズ」概念は第一に、食料、住居、衣服、最低限の世帯道具を買い揃えることができる所得と第二に安全な飲み水、衛生環境、教育といった不可欠なサービスである。「第三世界の国の政府やILO、世界銀行はこの概念を操作化して浄水や医療施設の整備されていない国々の人は基本的ニーズが満たされていないことが最低限の生活保障がなされていないのである⁽²⁷⁾」としている。生きていくための最低限の栄養すら足りない貧しい人々の人口比率を提示するのに用いられる。

イギリスでは絶対的立場と相対的対場との論争は互いの立場の俎上に乗せて検討が行われてきた。Deprivation指標は1993年のタウンゼントのThe International Analysis Of Povertyにおいては物理的Deprivationとして栄養、衣服、住宅、居住設備、環境、地理的条件、労働、社会的Deprivationとして雇用への権利、家庭での活動、コミュニティへの統合、社会制度への公式な統合、レクリエーション、教育と整理された。Deprivation概念も「人々が社会で通常手に入れることができる栄養、衣服、住宅、居住設備、就労、環境面や地理的な条件についての物的な標準にこと欠いたり、一般に経験されているか享受されている雇用、職業、教育、レクリエーション、家族での活動、社会活動や社会関係に参加できない、ない

しアクセスできない状態」と再定義した。同書ではDeprivation指標が急増する「閾」による推計は行っていない。面接調査による主観的方法とDeprivation指標のスコアによって複合的なDeprivationを経験する少数の貧困層とあまりDeprivationを経験していない貧困でない層を区分してその二つの分岐点となる所得を「貧困線」とする客観的方法によって貧困線を設定した⁽²⁸⁾。タウンゼントの相対的貧困概念はDeprivationが急に多くなる収入水準のポイントを貧困の境界としている。その境界としての収入水準-貧困線は動かせない。その意味で絶対的な水準であろう。

江口英一はDeprivationの結果として生ずるある剥奪された状態が、比較的小さな集団の中で生じているのか、広い社会の中で生じている状態を考えているのかを重要視した。貧困問題の考察の中では社会全体の共通の土台、基準の中で考えられている傾向が強いであろうことから、Deprivation論は社会全体を土俵とする貧困の社会的慣習的水準論であり、その意味では絶対的であるとした⁽²⁹⁾。

5 相対的貧困概念に対する批判

アマルティア・センは「貧困線」を基準にした貧困線以下の人の割合をもって貧困の指標とする二つのアプローチ、すなわち絶対的指標による概念と相対的概念によるアプローチに対する批判を行っている。二つのアプローチはともに導きだされる指標が最低生存基準であるか、貧困の総合的な指標として相対的指標に基づいた基準であるのかであって、どちらのアプローチも所得に基づく貧困線によって貧困者比率を計算している。センはこの貧困線以下の人の単純な人数の勘定によって行われる集計について、貧困者は貧困線からほんの少し下なのか、相当に下に位置しているのかについて全く配慮していないことを問題としている。分配面に配慮した貧困の尺度が必要であると主張している。ある貧困者が他の貧困者より貧しい場合、所得不足分に単位あたりのウエイト付けは貧しい人ほど大きくなる。順位にウエイト付けを行えばジニ係数によって所得分配の不平等を配慮した貧困の集計指標が導きだせる⁽³⁰⁾。「ある基

本的な機能とそれに対応する潜在能力に着目するほうが、特定の財の集合や特定の機能を達成する方法に着目するほうが、問題となっている困窮の重大さについて合意が得やすい。」⁽³¹⁾例えば、極度の飢餓や深刻な栄養状態を避けるという潜在能力は、その機能を満たすための特定の食材の供給が十分であったことより合意がしやすい。特定の財からなる「基本的ニーズ」よりも潜在能力の欠如という観点から貧困を捉えるのである。潜在能力アプローチの根底には基礎的「機能」の達成やそれに対応した潜在能力の獲得によって直接的に現すことができる。所得水準がさほど低くない人でも、重い障害のため、基礎的な機能の達成には困難を要し、経済的手段が不十分である。貧困におちいらないための十分な所得は個人の身体的な特徴や社会環境によって異なる⁽³²⁾。

貧困とは受け入れ可能な最低限の水準に達成するのに必要な基本的な潜在能力の欠如した状態である。貧困の分析に関連の深い機能は栄養や衣服、住居の充足、あるいは病気の予防など基礎的・身体的なものから、コミュニティへの参加や恥をかかずに人前に出ることができるという社会的達成など多様である。貧困が問題なのは経済的手段の不足とともに、必要最低限の潜在能力の欠如である。つまり多様な機能へ変換する潜在能力の欠如によって貧困はもたらされる。貧困を所得で表現するのであれば、どれだけの所得が必要であるかは、最低限必要な潜在能力を得るのに必要な水準である⁽³³⁾。代謝率の高い人、栄養を浪費してしまう病気に悩まされている人は、そうでない人より同じ所得水準であっても最低限の栄養水準を達成することが難しい。不利な状況におかれている人ほど、個人的状況や環境を考えるとより深刻な所得の不足に直面する。所得が不十分であると外部から与えられた貧困線より低いということだけでなく、所得が特定の潜在能力を発揮するのに必要な水準に達してしないということである。言い換えれば 貧困によって必要最低限の潜在能力が欠如することである。所得の大きさだけ貧困をみると豊かな国での飢餓は説明できない。豊かな国の貧困層は貧しい国の中間層以上の所得を得ている。例えばアメリカの最貧層は多くの貧

しい国の中間層かなり高い所得を得ているが、飢えて苦しみ、貧しい国の中間層は飢餓にさいなまれているわけではないと説明している⁽³⁴⁾。

センのアプローチでは第一に飢餓や栄養失調は、食物の摂取と摂取した食物から栄養を取るという二つの側面に関連する。つまり栄養を摂取するという機能へ変換する潜在能力の欠如が絶対的な貧困をもたらすのである。生存維持基準以下の所得を貧困とした絶対的貧困とは異なり、貧困な状態を説明できるのである。また、豊かな国で貧しいことはそれ自体が潜在能力の欠如であるとしている。所得で図った相対的貧困は絶対的貧困をもたらすことがある。つまり、豊かな国では同じ社会的機能を達成するのにより多くの所得を必要とする。「コミュニティで暮らしていける能力」は他の人々が標準的に持っているものが何であるかによって変わる。タウンゼントの Deprivation 指標によって導きだされる貧困は社会に中での相対的な生活資源の欠如であった。しかし、センによると標準的に多様で多くの財を用いる国では、一般的機能を満たすのに必要な財の要求水準が高い。よって社会的機能の達成自体が高くつくだけでなく、社会的機能の追及に資源が向けられることによって保健や栄養状態の改善の財源を切り詰めることなどを意味するとしている⁽³⁵⁾。タウンゼントへの批判として「貧困とは相対的に見て社会で他人よりも貧しいということではなく、物質的満足できる機会を持っていないことである。ある最小限の潜在能力を得ることに失敗しているということである。最小限の潜在能力を測る基準は絶対的なものであるが、それはどんな社会、どんな時代であっても変更してはならないのでなく、人々の Deprivation 状態は絶対的な意味で判断されるのであって、当該社会の中で他者の Deprivation 状態との比較によって判断されるものではない」⁽³⁶⁾センは「コミュニティで暮らしていける能力」、アダム・スミスの「恥をかくことなく人前に出られる」といった機能を達成するのに、豊かな国では多くの財が必要である。最低限の機能を達成させるための潜在能力の定義は社会に応じて多様であるが、同じ潜在能力を満たすことに対する財が異なることが貧困に対する相対的概念で

はないとした⁽³⁷⁾。センの貧困アプローチは社会の中で起こる多様な貧困の状態を説明できる概念であると考察する。すなわち、特定の国や地域での貧困率や不平等は貧困線の上下によって、計測された数値は容易に変わる。

ある社会での貧困線は他の社会では貧困線とはなり得ない。しかし、潜在能力の欠如を貧困の概念とすることは、貧困な状態は貧困線より上で生活困難に陥っている人を説明できるのである。日本の生活保護基準と年金、さらには非正規労働者の所得水準の相対的な比較のなかで保護基準の見直しが議論されている。老齢加算や母子加算の削減は高齢者や母子世帯が社会的機能を達成するのに、他の世帯より不利な状況であったり、財を多く必要とするからである。生活保護基準を一般的な日本の貧困線と最低賃金で働く貧困層や老齢年金需給者との比較によって議論すること自体が貧困線上の位置だけを問題とし、貧困の状態の説明にならないと考える。

6 貧困概念の広がりー社会的排除論ー

「社会的排除」という概念は1970年代後半からフランスで発展し、ヨーロッパ各国、EUにおいて重要な政策課題として用いられている。各国における社会的排除の理解は、政策の対象として内容や範囲において大きな差異がある。ここでは社会的排除の成立したフランスを中心に展開するとともに、EUにおける政策概念として排除理論を整理する。

1970年代半ば以降、西欧諸国では、技術革新と経済構造に起因した「新たな貧困」が問題視されるようになった。国際労働力移動の増加や長期的失業、社会福祉の後退、労働市場の不安定化と雇用環境の悪化など、生活水準の低下や生活環境の悪化などに直面するようになった。フランスでは1990年代に入るとさらに、雇用不安と失業が深刻化し、社会保障制度が機能不全に陥った。このような状況下で貧困より広範な問題に取り組む概念として社会的排除が活用された。排除(Exclusions)とはフランスにおける「排除の予防と社会的結合」を内包した概念である。排除は収入・所得だけでなく、教育、雇用、住宅、医療などか

らの排除である。排除の恐怖に通じている不安定化を視座に入れた多面的定義として用いられている。

フランスでは貧困は経済的、金銭的な概念であり、金銭的アプローチが主流である。貧困は狭い概念から脱却できない。そこで、人間生活の諸領域における不安定化を視野に入れるために広い概念として、貧困ではなく「排除」が使用された⁽³⁸⁾。フランスではExclusionsは目新しい言葉ではなかった。貧困者、極貧者、疎外された周縁の人々、扶助受給者、カールモンド⁽³⁹⁾、下層プロレタリア、知的障害者、社会的不適応者、恵まれない人々、不良住宅居住者、家無しなど対して長年使用されていた。要因と性格は異なるが今日の社会においてその状況が認めたい人々にExclusionsを使用し、社会政策として「排除との闘い」とした。社会的排除概念は非常に広く多義的である。先行研究において明確な一致した定義付けには至っていない。排除が社会的であることに対しても明確な説明がない。社会的排除は個人と社会との関係性を重視し、経済の構造的変化に端を発しながら、政治や文化を含む社会の様々な次元で排除を理解する広い概念である。ここでは代表的排除論を考察し、排除に対する社会的統合を視野に入れる。

第10次経済社会開発計画における『排除された人々の排(Exclus et exclusions)』(通称ナス・レポート)では「排除」はマクロの現象としては社会的結合の欠如の結果である。個人レベルでは「参入」(他者の間、他者の側に自分の居場所を形成する行為)と「統合」の欠如である⁽⁴⁰⁾。社会的統合とは19世紀の社会学者デュルケムの有機的連帯(『社会分業論』1893)の形成された状態のことである。近代以前では「自動的な連帯」が働き、社会は共同体とされる社会的紐帯によって成立している。近代社会では労働の社会的分業により、連帯のためには参加している実態と意識の双方の社会的紐帯を培う必要がある。社会的紐帯が形成された社会的結合が果たされるのは個人レベルの参入が前提である⁽⁴¹⁾。よって排除とは個人レベルでは参入が果たされていない状況である。

社会学者ポーガムは貧困を①「結合された貧困」、②「縁辺的貧困」、③「剝奪的な貧困」があるとした。「結合された貧困」は経済的な遅れから招かれる貧困、昔からの貧困地域、発展途上国の状況であり、排除と見なさない。「縁辺的貧困」は排除された人々における貧困である。先進国では少数派である。カールモンドの状況や近代文明に不適應で経済成長から遅れた少数派である。社会福祉の援助は強化されるがスティグマが付与される。近隣、親族の援助は消滅しないが福祉国家の公的援助の対象となる。「剝奪的な貧困」は新しい意味での排除 労働者の不安定化、失業から生じた貧困である。社会的地位を剝奪された「進歩の被害者」とみなされ、家族の連体、支援の脆弱化、失業影響が大きく、社会福祉制度への依存した生活を送る。今日のイギリスとフランスの状況である。1988年創設されたRMI（参入最低限所得保障）は収入の欠如・貧困のみが要件であり、最後の社会的ミニマムとしての役割を果たす。RMI第1条には「年齢、心身状況、経済及び雇用状況に関連して、就労が不可能なすべての人々は、生存についての適切な諸措置を社会から享受する権利を有する。生活上の困難な状況にある人々に対する社会的、職業的な参入は国民的要請である。この目的において、参入最低限所得RMIを、本法で決められた条件の下に支給する。このRMIは、あらゆる形態の排除、とりわけ教育、雇用、職業基礎教育、健康、住宅の分野における排除を解消することに向けられる。貧困に対する闘いにおけるグローバルな施策の基本的措置の一つである。」と規定されている。

社会的排除に対する批判的立場をとるカステルは「排除」ではなく「脱退論」を提唱した。所得の不足や欠如でなく、人々が社会に統合・帰属していることの重要性を賃労働との関係で見ている⁽⁴²⁾。つまり、賃労働と結びついた社会保護によって社会的地位が保護されているか、侵食されているかを見る。雇用の安定によって、社会の中で有用性を認められ、闘うことのできた労働者が「社会統合ゾーン」から脆弱化し、扶助というプロセスを経て孤立化し、連体もできない脱退ゾーンへと落とされていく状況・実態の分析とそこに

至る過程をみる。労働関係の不安定化と悪化であり、不安定化のプロセスを経ていく先が排除の現代的性格である。行き着く先だけを見る（排除論）危険性を主張した⁽⁴³⁾。

ドマジエールは雇用の危機の犠牲者である失業者を「雇用なし」「求職者」という公式概念を見直し、権利あるものとして社会的に認可される者へとカテゴリー化すること主張した。失業者を「新しい貧困者」「排除された者」「社会的に剝奪されている者」とすることは、劣等な社会的地位を与えた政策であり、社会の機能に貢献できる能力の否定している。失業者は集団行動によって社会的グループへと発展し、組織が連体を形成し、フランス社会で不可欠とされる社会的統一性を構築する力を持っている。また、失業者とは雇用なしだけでなく、有期雇用、派遣、実習、季節雇用、余儀なくされたパートタイマー、RMI受給者として広く見た⁽⁴⁴⁾。しかし、失業が社会問題である点では排除論者と一致している。

排除は、貧困より広い概念であり、社会的統合の欠如である。家族、友人、地域コミュニティ、公的サービスや制度との社会的結びつきの欠如、個人が属している社会との結びつきの欠如などに関わる概念であると考ええる。また、長期失業者に対する統合排除アプローチの最も重要な部分とされる。RMIの受給者が一度も働いたことのない青年を含み増加し続けている。若年層の問題は無収入という金銭アプローチでは捉えられない。教育、友人、地域、など広い概念が必要である。

イギリスとフランスでは扶助受給者に対する考えは異なっている。イギリスでは「アンダークラス」という否定的な見方で、貧困は依存性によるもので、個人の問題であると保守派を中心に言われている。フランスでは貧困者は社会全体の弱体化が雇用と社会的利益を喪失させ、貧困者は受益者である⁽⁴⁵⁾。

7 EUの社会的排除概念

加盟国の貧困は各国政府の主権の範囲内であったが、1990年代、EUの社会政策において貧困や社会的排除が取り組まなければならない課題として浮上した。1997年のアムステルダム条約にお

いて高水準の社会保障と経済活動の自由の2つを結合が欧州の社会政策であったが、雇用確保 供給サイドへの政策的介入が提唱された。社会的排除との闘いにおいて欧州モデルを近代化することを目的とした。欧州モデルとは「社会の全成員が一般的な便益と保護のサービスに自由に接近することを保障するような内部での連帯と相互支援という価値へのコミットメントに市場の緒力と機会及び企業活動の自由を結びつける」⁽⁴⁶⁾。失業や不安定雇用の増大によって EU において欧州モデルの維持が困難になり、また、経済活動の自由に偏ることは返ってマイナスに作用すると考えられるようになった。EU の社会的排除概念は「社会的排除は過程と結果としての状態の双方指すダイナミックな概念、（中略）社会的な統合とアイデンティティの構成要素となる実践と権利から個人や集団が排除されていくメカニズム、あるいは社会的な交流への参加から個人や集団が排除されていくメカニズムの有する多次元的な性質を浮き彫りにする。それは労働生活への参加とう次元を超え、居住、教育、保健、ひいてはサービスへのアクセスといった領域においても感じられ現れる」⁽⁴⁷⁾。社会的排除の克服としての社会的包摂は「包括的かつ整合的な政策アプローチが求められる。これは「経済と社会の変化から取り残された人々に受動的給付を支払うことを超えたもの、再分配の規模の拡大より、完全な参加と良質な生活を保障する潜在力を最大化する仕方で経済と社会を運営することである。」⁽⁴⁸⁾

しかしながら一方で EU の社会的排除概念は2面性を持っている。潜在力の最大化ではなく、切り詰める危険性—従来の公的扶助を受動的な所得再分配とみなし、積極的な労働市場政策へ重心移動する危険性（セーフティネットの低下）が潜んでいる。よって本来の多次元的な社会的包摂を労働市場への包摂へ指向する危険性が内包されていると考える。EU 社会的保護委員会（2000 年設置）では社会的排除に関する指標に基本的ニーズと住宅の指標が欠落しているのと無関係ではない。

岩田正美は社会的排除論を、「新しい貧困」の一部を、社会総体との空間的、制度的位置関係に

おいて、捉え直そうとした概念であるとした。空間的にも、制度的にも「排除」されて、社会の周縁に蓄積された貧困を統合するプロセスとしている⁽⁴⁹⁾。社会的排除概念は現代の貧困へのアプローチとしていると考える。しかし一方、「社会的排除の過程が行きつく主要な帰結のひとつは、「非自発的退出〈involuntary exit〉」である。マージナル化された個人が主要な社会的制度へ関与したり、コミュニケーションをはかったりするための能力が低下している。また、彼らにおいては、新たな社会契約を結ぶための交渉力がますます弱くなっている。社会的な結びつきがほころんでいるという事態である⁽⁵⁰⁾。排除によって人々の社会的機能を達成する能力の低下を示唆している。

社会的排除概念は一致した定義に至っていないが、イギリスにおける貧困概念とフランスの伝統的な排除概念とを、社会的な権利の概念（マッシュタルのシティズン・シップ、社会的権利）で統合しようとしている。経済的側面だけでなく、教育、居住、保健、サービスへのアクセスなど社会の様々な排除の形態と過程をも捉えている。社会的排除概念は貧困を克服する多次元の包括アプローチを示唆する。「豊かな社会」における貧困に対して、アクセスする機会の不平等や身体的、健康の問題を射程にいれることができると考える。Deprivation の過程に着目することで、予防的な施策の手がかりともなる。そこでこの概念と現在の日本の拡大する格差、貧困により、排除が存在する次元はどのようなものか、つまり何からの排除であるのかを捉え、社会的包摂への経路として、今後、現在日本の広がる貧困を検証する。

8 おわりに

イギリスの貧困概念の広がりや、社会的排除概念によって、格差問題だけでなく、現在の日本の貧困問題を実証することを今後の研究課題とする。本稿はその意味において、基本概念の整理を中心に論述した。貧困は所得の低下のみならず、生活の場である社会からの排除をもたらしている。湯浅誠氏は現代の貧困は「溜め」の欠如としている。「溜め」とは外界からの様々な衝撃にたいするクッション（緩衝財）であり、同時に自ら

が外界に対して能動的に働きかけるエネルギーを汲み上げる資源・資本（能力）である。金銭的な溜め（貯蓄等）、失業保険等の公的制度、親戚家族からの支援、友人からの励まし、住居などの溜めがない。「溜め」の欠如によって貧困な人々には5重の排除が起こっている。教育課程、企業福祉、家族福祉公的福祉、承認、共感からの排除である⁽⁵¹⁾。

1990年代から始まった若者の貧困問題であるニート、フリーター、働いても生活保護基準を下回るワーキング・プアの存在、低い年金水準で暮らす高齢世帯など、現代の貧困に対して生活を保障し、貧困から脱却する包括的な支援は整備されていない。セーフティネットの機能不全によって生活保護制度へ直下する。すなわち、制度の不備と「溜め」=潜在能力の欠如という2つの要因によって、防貧機能が働かないのである。所得だけでなく、広い意味での貧困は重層的に起こり、問題は複雑になる。相対的な貧困が生きていくことを困難にする、すなわち生存権すら保障されない、絶対的貧困を引き起こすと考える。貧困、排除の社会的な量や、現代的な貧困ラインの研究は経済学を中心に行われている。しかし、アマルティア・センが批判した、貧困の深さや、個人の多様な機能の欠如による実態や、貧困への経過を実証的に研究することによって、防貧機能や生存保障へのアプローチを探求することを、今後の課題としたい。

註

- (1) OECD 報告で使われている「相対的貧困率」の定義は、「中央値の50%未満の等価可処分所得を有する人々の割合」
- (2) 子供は18歳未満と定義され、子供たちが当該国の中位可処分所得水準の半分未満の世帯で生活している場合「貧困」として算定される。
- (3) 平成18年度年次経済白書 p 280
- (4) 橋本俊詔『格差社会』（岩波新書 2006）p 15
- (5) 岩田正美／西澤晃彦編著『貧困と社会的排除』（ミネルヴァ書房 2005）p 7
- (6) 長沼弘毅『貧乏研究』（ダイヤモンド社 1959年 p 97）
- (7) 長沼弘毅 前掲書 p 130

B. Seebom Rowntree Poverty : a study of town life pp 115-116

- (8) 小沼 正『貧困』東京大学出版会 p 72
- (9) R・M テイトマス著 三浦文夫監訳『社会福祉と社会保障』（社会保障研究所 1971 pp 199-200）
- (10) 高山武志、杉村 宏『低所得の研究Ⅰ』北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書 1981. 3 p 2
- (11) 高山武志、杉村 宏 前掲書 p 3
- (12) 小沼 正 前掲書 p 77
- (13) 高山武志、杉村 宏 前掲書 p 8
- (14) 高山武志、杉村 宏 前掲書 p 5
- (15) 江口英一『現代の低所得層 上』（未来社 1979 p 14）
- (16) D・ウェッダーバーン編著 高山武志訳『イギリスにおける貧困の論理』（光生社 1977年 p 19）
- (17) D・ウェッダーバーン編著 高山武志訳 前掲書 p 37
- (18) Peter Townsend『Poverty in the United Kingdom』1979 p 31 邦訳 高山武志訳前掲書 p 19
- (19) Peter Townsend 前掲書 p 55
- (20) Peter Townsend 前掲書 p 57
- (21) Peter Townsend 前掲書 p 273
- (22) キャロル・ウォーカー／アラン・ウォーカー 渡辺雅男訳
「イギリスにおける貧困」『賃金と社会保障』Na 1183 p 48
- (23) 岩田正美『現代の貧困』（ちくま書房 2007）p 45
- (24) 柴田謙治「イギリスにおける貧困の動向」『海外社会保障 Na 118』p 11
- (25) 岩田正美 前掲書 p 46
- (26) 岩田正美 前掲書 p 48
- (27) キャロル・ウォーカー／アラン・ウォーカー 渡辺雅男訳前掲書 p 49
- (28) Peter Townsend『The International Analysis Of Poverty』1993 p 62
- (29) 江口英一 前掲書 p 14
- (30) アマルティア・セン池本幸生、野上裕生、佐藤 仁訳『不平等の再検討』（岩波書店 1999）p 173
- (31) アマルティア・セン 前掲書 p 170
- (32) アマルティア・セン 石塚雅彦訳『自由と経済開発』（日本経済新聞社 2000年 p 100）
- (33) アマルティア・セン 前掲書(30) p 174
- (34) アマルティア・セン 前掲書(30) p 178
- (35) アマルティア・セン 前掲書(30) p 180

- (36) SEN Oxf. Econ. Papers 「A SOCIOLOGICAL APPROACH TO THE MEASUREMENT OF POVERTY: A REPLY TO PROFESSOR PETER.TOWNSEND」 pp 609-676
- (37) アマルティア・セン 前掲書⁽³⁰⁾ p 186
- (38) 都留民子『フランスの貧困と社会保障』(2000年 法律文化社) p 54
- (39) 「カールモンド」とは、[単に賃金が不規則、不確定であるばかりでなく、一貫して一般的な社会保障からも排除され、扶助に依存し、・・・慢性的に物質的な不安のなかにある伝統的な貧困者] 都留民子 前掲書 p 54
- (40) 都留民子 前掲書 p 55
- (41) 都留民子 前掲書 p 55
- (42) 都留民子 前掲書 p 61
- (43) 都留民子「フランスの排除 Exclusions 概念」『海外社会保障研究 Na 141』p 8
- (44) 都留民子「フランスの排除 Exclusions 概念」p 12
- (45) 都留民子 前掲書 p 59
- (46) 中村健吾「EU における「社会的排除」への取り組み」『海外社会保障研究 Na 141』p 57
- (47) 中村健吾 前掲書 p 59
- (48) 中村健吾 前掲書 p 59
- (49) 岩田正美『貧困と社会的排除』(ミネルヴァ書房 2005年) p 7
- (50) アジット・S・バラ／フレデリック・ラペール『グローバル化と社会的排除』(昭和堂 2005) p 236
- (51) 湯浅 誠「格差ではなく貧困の議論を」『賃金と社会保障 Na 1428』(旬報社 2006年) p 16
- アマルティア・セン 東郷えりか訳『人間の安全保障』(集英社新書 2006年)
- アマルティア・セン 大石りら訳『貧困の克服』(集英社新書 2002年)
- アマルティア・セン 石塚雅彦訳『自由と経済開発』(日本経済新聞社 2000年)
- アマルティア・セン 池本幸生, 野上裕生, 佐藤仁訳『不平等の再検討』(岩波書店 1999)
- ありむた潜『最下流ホームレス村から日本をみれば』(東信堂 2007)
- 岩田正美／西澤見彦編著『貧困と社会的排除』(ミネルヴァ書房 2005)
- B・D・ウェッダーバーン編著 高山武志訳(光生館 1977年)
- クリストフ・アギトン ダニエル・ベンサイド編著 湯川順夫訳『フランス社会運動の再生』(つげ書房新社 2001年)
- 小沼 正『貧困』(東京大学出版会 1974年)
- 社会保障研究所『社会保障の新潮流 1995年』(有斐閣 1995年)
- 橋本俊詔『セーフティ・ネットの経済学』(日本経済新聞社 2000年)
- 橋本俊詔 浦川邦夫『日本の貧困研究』(東京大学出版会 2006年)
- 橋本俊詔『格差社会』(岩波新書 2006)
- 都留民子『フランスの貧困と社会保障』(2000年 法律文化社)
- 長沼弘毅『貧乏研究』(ダイヤモンド社 1959年)
- 日本社会福祉学会編『日本の貧困』(有斐閣 1958年)
- R・ティトマス著 三浦文夫訳『社会福祉と社会保障』(東京大学出版会 1971年)
- 山田雄三監訳『ヴェバリッジ報告 社会保険および関連サービス』(至誠堂 1969年)
- Peter Townsend『Poverty in the United Kingdom』1979
- Peter Townsend『The International Analysis of Poverty』1993年
- B. Seebohm Rowntree『Poverty: a study of town life』1910年

参考文献

- アジット・S・バラ／フレデリック・ラペール『グローバル化と社会的排除』(昭和堂 2005)
- A・B アトキンソン著 田中 寿 今岡健一郎訳『イギリスにおける貧困と社会保障』(光生館 1974年)
- 青木 紀編著『現代日本の「みえない」貧困』(明石書店 2003年)
- 阿部 實『チャールズ・ブース研究』(中央法規 1990年)